

経営 VOL.45

改めて医療法人のメリットを考える(前編)

これは今に始まったことではないのですが、確定申告書を拝見すると明らかに多大な税金を支払っている先生、老後資金を心配しておられる先生、「自分が診療を引退する＝医院を閉じる」と思われている先生等に出会った際、「何故医療法人にしないのですか?」とお伺いすると、「新しい法律になってから、引退する際に財産を国に没収されるので頑張っても財産が残らない」、或いは、「対してメリットもないし、ややこしいだけなので止めた方がいい」等の話を聞いた…、と仰る先生が非常に多いのです。

これは、果たして本当にそうなのでしょうか。

弊社では、今でも積極的に胸を張って医療法人制度をお勧めしておりますが、今回は、次回と2回に分けてその理由をお伝え致します。まず今号では「リタイアメントプラン(老後の生活設計)上でのメリット」について、次号では「税務・財務上でのメリット」についてお話をさせていただきます。

尚、老後資金を作るにも医療法人は非常に適しているのですが、これについては「AMCPレポート:財務VOL. 28号」にて詳しく記載しておりますのでご参照下さい。

(バックナンバーが必要な先生はお申し出下さい)

【老後の働き方について考えてみましょう…】

個人事業の先生に「何歳まで診療されるご予定ですか」と質問すると、40代前後の若い先生方は「65歳ぐらい」とお答えになることが多いのに対し(中には50歳で完全に引退すると宣言される先生もおられますが…)、50歳代に入った先生方は「65歳ぐらいと思っていたが、70～75歳ぐらいまでは頑張らないといけなかなあ…」と仰ることが多いのです。

この回答の差は、老後生活が間近に迫る年齢に差し掛かると、なかなか思うような年齢で「ご勇退」出来ない事情があること(これは各先生の事情なので仕方ありません)、もう一つは「引退方法のイメージ(いざ、自分が診療を止めるときはどうすればいいのか)が出来ていない」ことを物語っています。

もちろん、「診療が好きで仕方がないので体が動くうちは診療し続ける」と仰る先生もおられると思いますが、これにしても、いつまでも元気でいられる保証はなく、年齢とともに診療のペースが下がって収入も減少するでしょうから「それに耐えるだけの蓄え」があって始めて出来る働き方なのです。

【それでは、リタイアメントプラン上でのメリットとは何か…?】

先生方の多くは、完全に診療を止めるというよりも、実は当分の間、週何日かだけは働き続けたいというご希望をお持ちなのですが、その希望を叶えるに当たって、個人事業の場合と医療法人の場合で考えてみたいと思います。

まず、個人事業の場合、継承者がおられる場合でも、一旦は「廃院」の手続きを行い、その継承者のお名前でも「新規開業」の手続きを行います。そして継承された先生が宜しければ「勤務医」として雇用してもらおうのですが、お給与はやはり「働きに応じて」或いは「業績に応じて」となるでしょうし、診療をしなくなったら、給与は「ゼロ」となるのが一般的です。

これが、医療法人の場合であれば、先生と継承者との間で「理事長変更」を行い、先生は「理事(平の理事)」となって医療法人に残り、一定の役員報酬を得続けることが出来ます。役員報酬は事業年度の途中で変更すると「利益操作」とみなされかねないため、基本的には一定です。つまり、「診療に応じて」や「利益に応じて」という不安定さはなく、自由に働きながら一定の収入を得ることが出来るのです。

また、役員報酬は理事長であった時の半分以上になってしまうものの、理事長変更時に多額の「生存退職金」を受給されていますし(もちろん、きちんと準備していればのお話ですが)、特に不便を仰る先生はおられません。

そして、完全に診療から退かれたとしても、「経営陣」として理事の籍があれば、金額は少なくなるものの役員報酬をもらい続けることが可能となります。

【継承者を決める際にもフレキシブルな対応が可能】

個人事業の勤務医は「個人事業主と従業員」の関係で、その資質を見極めた後に「廃業・開業」の手続きを行います。

医療法人の勤務医は、法人組織下における「理事と従業員」の関係ですので、先に勤務医として雇用し、その資質を見極めた後、承継前に「理事」に就任させる(試しに経営に参画させる)、また、承継後も理事長(院長)が平理事となってサポートし、もし不具合等が発生した場合、理事長に再度就任する等の対応が可能となります(個人の場合、再度、廃業・開業の手続きを行わなければいけません)(※)。

(※)今号の補足 : 事業承継の準備はお早めに!

… 事業承継を行うためには、まず、承継者を探し、一緒に働き、選び(1人の候補がそのまま承継する可能性は低く、最初のDrで上手く行かず、その失敗を次に活かし…、というトライ & エラーがある)、そしてやっと承継しても、その後一定期間フォローする、こう考えると、1年・2年では済まないことが分かります。将来の承継に不安のある先生は是非ご相談下さい。